

令和5年教育委員会第1回定例会会議録

開会日時 令和5年1月13日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時04分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 壺内 明
委 員 谷部 憲子
委 員 日高 芳一
委 員 上原 有美江
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 颯
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	森 孝行
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・地域教育課長	須藤 義和	・放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	佐藤 秀夫	・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫
・中央図書館長	新井 秀成		

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 壺内 明 委員 谷部 憲子
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和5年教育委員会第1回定例会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、壺内委員と谷部委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は報告事項等が4件でございます。

それでは、報告事項等の1「葛飾区立柴又小学校の改築について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、「葛飾区立柴又小学校の改築について」ご報告させていただきます。

まず1番の「経緯」でございます。柴又小学校の改築に当たりましては、仮設校舎を整備する必要があり、校庭での体育授業や外遊び等が制限される状況となります。また、学校敷地が狭く、工事エリアと学校運営エリアとが近接するため、工事の騒音や振動など改築期間中の教育環境が厳しくなることが課題となっております。

そのため、工事手法の検討や代替施設の確保など、周辺校の現況や改築工事中の学校運営等も踏まえた対応を検討してきたところでございます。

ページ下に柴又小学校の工事工程を記してございますが、改築工事期間中は校庭が全く使用できないため、①のとおり図左側の既存体育館棟を残し、そこに沿って仮設校舎を整備して工事期間中の学校運営を行います。

その後、②の既存校舎の解体、③の新校舎の建設を行い、新校舎の竣工後、④の仮設校舎と既存体育館の解体を想定してございます。

次の2ページ目をご覧ください。そのような状況の中、2番の「柴又地域の学校施設の現状」でございます。柴又小学校から200mほどの距離には、建築年が昭和38年の東柴又小学校があり、改築を検討する時期を迎えつつあります。また、近接する桜道中学校も建築年が昭和35年であり、建替えを考える時期にございますが、学校運営を敷地内で継続しながら改築する場合には敷地を通る高圧線の影響により、3期工事で6年半程度の工期が見込まれるなど、柴又小学校と同様に工事期間中の教育環境の維持と安全の確保が課題となります。加えて、工事期間が長期化すれば影響を受ける生徒の数が多くなります。

次の3ページをお開きください。このような状況を踏まえまして、3の「改築に当たっての方向性」でございます。柴又小学校、または東柴又小学校のいずれかに両校の児童が通える規模の新校舎を整備し、工事期間中はもう一方の学校を工事期間中の仮校舎として利用いたします。また、桜道中を改築する際にはいずれか一方の小学校の校舎を仮校舎として活用して、その間に桜道中学校の改築を行うことで、工期の短縮を図りたいと考えてございます。

このような改築を進めることにより、工事に伴う児童・生徒への騒音と振動の影響をなくすとともに、工期を短縮させることで、課題となっていた柴又地域の教育環境の充実を目指していくことを考えてございます。

続きまして、4の「学校適正規模等の考え方」でございます。先般、報告させていただきました葛飾区学校適正規模等に関する方針では、小学校の適正規模は12学級以上18学級以下の範囲としており、将来人口が減少傾向にあり少子化が進む中、18学級を望ましい規模としてございます。

現状では柴又小学校と東柴又小学校は、それぞれ各学年2学級の12学級ですが、ただいまご説明いたしました「改築に当たっての方向性」では、各学年3学級の18学級を確保することが可能となります。学級増による教職員配置の充実を図り、教科担任制や専科指導等における授業の質を向上するとともに、複数の教職員が関わり、児童・生徒の多面的な評価を促進することで、よりよい教育環境を実現できると考えてございます。

最後に5の「今後の進め方」でございます。柴又地域の一連の改築事業について、近隣住民説明会と保護者説明会等を開催し、ご意見を伺いながら検討を進めていくこととします。

文教委員会への庶務報告後、2月から近隣住民説明会及び保護者説明会を開催し、今回、報告させていただいた内容をご説明いたします。

次に、6月の文教委員会で近隣住民説明会、保護者説明会の開催結果について報告した上で、11月以降に改築懇談会を開催していきたいと考えてございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 私自身が柴又に住んでいるので、小学校の近くにですね。この3ページ目の「改築に当たっての方向性」、それから、その次の「学校適正規模等の考え方」ということで18学級が望ましいと。当然そうなのですね。これが強調されていて、柴又小学校と東柴又小学校が恐らく、将来、統合の可能性、それは順次、やはり考えていかななくてはいけないだろうとは思っていますが、今回は、一応単体として柴又小学校の改築というのを実現しなければいけないということでの提案だと思うのです。

方向性について家で読んできたのですがなかなか分かりにくくて、何を言いたいのか。柴又小学校が改築中は東柴又小学校に通うのか、あるいは統合なのかとかですね。桜道中学校も含めてなのですが、この方向性について、もう少し具体的に分かるようにといたしますか。私、ちょっと読んでみて「何を書いているのかな。将来どうなるのだろう」という疑問を持ちましたので、ご意見として、聞いてくださればうれしいです。

以上です。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** ご意見ありがとうございます。平成 30 年に柴又小学校が改築校と決定していきまして、今、改築の準備を進めているところでございます。

その中で先ほどご説明させていただいたとおり、工事エリアと学校運営エリアがすごく近接して、校庭も全く使えない。教育環境の観点からも厳しいと。また、周辺の学校施設の状況を見たときに、東柴又小学校、また、特に桜道中学校の保全工事などは行っているのですけれども、いずれも近い将来改築を迎える時期に来ています。また、そういう中で、柴又地域全体、また桜道中学校も改築するときには、高圧線のこともあり 6 年半の工期が見込まれています。どうやったら柴又地域全体の教育環境をよくしようかと考えたところ、その中で、今回 3 の「改築に当たっての方向性」ということで、柴又小学校、東柴又小学校どちらかに新しい校舎を建てて、その間に桜道中学校も含めて改築を進めていきたいと考えたものでございます。

ただ、こちらのほうは地域の意向などもございますので、区の考え方としては、3 の「改築に当たっての方向性」というのを丁寧に説明しながら、地域の方の意見を聞いて、今後進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○**教育長** 今のご説明も少し分かりにくいかと思いますが、改築を念頭に検討してこのような方向性で進めさせていただきますと、結果としては、東柴又小学校、柴又小学校が統合というか、一つの学校になるという内容でございます。

ただ、その仮校舎に移る前に統合するのとか、仮校舎のときは二つの小学校で、新しい校舎になったときに一つの小学校にするのとか、そういうことを含めてこれから地域の皆様とご相談をしながら、こういう方法で行くとなれば、そのような時期の問題ですとか様々な関係する課題についても、検討をさらに具体的にしていきたいということでございますが、いかがでしょうか。

○**壺内委員** はい、分かりました。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** ご説明ありがとうございました。すごく合理的で、実現できればすごくいい教育環境になるのだろうというイメージがわきましたけれども、現状、例えば今、東柴又小学校、柴又小学校どちらかに 18 学級、物理的に入るだけの容量があるのかということであるとか、その辺から手を加えなければならないのかであるとか、ある程度説明会をする上で、事前に準備をされていたほうがより具体的にイメージできるのかというのは、一つ感じたところであります。

また、本当に合理的だとは思いますが、近隣説明会とか住民説明会のときなどには、余り合理的過ぎて逆に感情的な意見とか、そういうのが出てくる可能性もあるなというところを懸念し

ていますので慎重に進めていただけたらいいのではないかなと感じました。

以上、感想ということです。

○**教育長** ありがとうございます。特にそこについてのご説明ありますか。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** ご意見ありがとうございます。結果的に統合ということになりますと、柴又小、東柴又小、それぞれの愛着というのは肌で感じてございます。今回の説明会では、柴又小、単独改築校で決まっているのですけれども、この改築に当たっての方向性、区としてはこういう方向を考えていることをご説明したいと思っています。

今、おっしゃるとおり逆に統合を前面に出して、例えば二つを一つにという話が前面になりますと、そちらの議論で、話がなかなか円滑に皆様と進めなくなるおそれがあります。そのため、柴又小の単独改築ですが、区としてはこういう方向性を考えていますので「いかがですか」ということで、そこから話に入っていきたいと考えています。その後、例えば統合をどちらにするのかとか、順を追って話を進めたいと、施設部とも連携して考えているところでございます。

○**教育長** 補足をさせていただきますと、仮校舎として使うときも、どちらかの小学校に一時、二つの学校として置くのか、一つの学校として置くのか、どちらになるかによって、校長室が二ついるのかとか、一つでいいのかなど、いろいろ結論が出ないと次の具体に行けないところはありますけれども、双方を想定しながら、ご説明はできるように準備してまいりたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

日高委員、お願いします。

○**日高委員** ご苦労が多いと思います。柴又小と東柴又小、東柴又小のほうが古い学校ですよ。それははっきりさせておいたほうがよろしいと思います。いずれにせよ近い学校ですからね。本当に近い。道路一本、柴又街道を挟んでの対向する学校ですから。それでは、歴史の古い学校というのはどこなのかいうのをやっておくと、一つの理由になる。こんなふうにも思います。ぜひ、その辺やっていただきたいなと思います。仮設校舎を一方の学校に共存して建設する場合など、これに似たような対応をした区があるのです。それが千代田区です。私のいた千代田区の千桜小学校と佐久間小学校。今は、和泉小学校。ここが、和泉小学校になる前に共存したのです。同じ学校に二つの学校が成立した。佐久間小学校というのが千桜小学校に来たのです。私、その職員でしたから、非常に苦労したのです。

方法はいろいろあるのでしょうかけれども、そういう経緯なども参考に聞かれるといいのかなと思います。もう何十年も前だから忘れてしまったと言うかもしれませんが。共存という経験があるということで、その対応は様々だと思いますけれども、根拠を明確にするために、そういう事例も聞かれておいたほうがいいかなと思います。

それから、大事なことは、適正規模ということを最初から持っていってしまうと、地域は「お

らが学校をなんだい」と混乱することがあり得ますから、やはり焦点化して、どこの学校を最初にやるのかというのをはっきりしておいたほうがいい。

これは、平成 30 年に柴又小を最初から建て直すとなっていることですから、あくまでもそれで集中して考えたほうがいいのではないのでしょうか。これが一緒にどっちでもいいや、将来こうだからというのが先に行ってしまうと、かえって混乱するのではないかとも思いますので、その辺り、ぜひ慎重におやりいただければありがたいなど。これは希望です。

○教育長 ありがとうございます。

上原委員、お願いいたします。

○上原委員 単純な疑問なのだけれども、柴又小学校は建築年数が昭和 40 年ではないですか。で、東柴又小学校は昭和 38 年ではないですか。普通に考えると古いほうからやるように思うのですが、これはほかの意味があるのでしょうか。昭和 40 年と昭和 38 年、こっちのほうが傷んでいるとか、そういうことがあるのか、教えてほしいのですが。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 まず平成 30 年に学校の選定というのを行ったのですけれども、そのときに適正規模、12 学級以上 18 学級が見込まれること。また、建築年といいますか、老朽化、躯体のところ、学校の構造とか、維持管理の費用とか、老朽化の指標などありまして、学校施設のコスト指標、そこも見比べております。それから、地域バランスなどを見て、柴又小学校と決めただけでございます。建築年が古いからということだけではなく、その状態などもありますので、その間には保全工事とかも、屋根の部分や壁などに入っていますので、そういう老朽化の状態を見て決めています。

委員がおっしゃったとおり、建築年は古いほうがと言われるのですけれども、実際には躯体の状況を見ながら、施設部と連携して平成 30 年に決めたと聞いてございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 そういうことはっきりしておいたほうがいいと思います。私みたいに単純な疑問として、古いほうからやるのに何で違うのかというのは、やはり地元の方も疑問になると思うし、学校は大きいから外から見ると分からないのですよね。中の構造がどうなっているとか分からないのです。柴又小学校を先にやる意義というのか、それをきちっとしておいたほうが、お話を進めるに当たってもいいのではないかなと思います。いかがですか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、最初、入口のほうで疑問符がつくと、話をよく聞いてくれなくなるという話は重々承知していますので、なぜ柴又小学校が、平成 30 年に決まったのか。その大前提を説明した後に、ここに書いてある「改築に当たっての方向性」、皆様いかがでしょうかということの説明していきたいと思っておりますので、今のような話

も施設部と連携して説明に入りたいと思います。ありがとうございます。

○**教育長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わりいたします。

次に報告事項等の2「東四つ木地域における学校適正規模の取組について」の報告をお願いします。

学校環境整備担当課長。

○**学校環境整備担当課長** それでは、私から「東四つ木地域における学校適正規模の取組について」ご説明いたします。

1の「取組の対象地域」でございます。令和4年12月の文教委員会に庶務報告を行いました。葛飾区学校適正規模等に関する方針についての中で、現時点で対応策の検討が必要な学校は、木根川小学校、南綾瀬小学校及び中川中学校としております。

これらのうち、木根川小学校と中川中学校について、学校適正規模に向けた取組を検討していくものでございます。

2の「東四つ木地域における現状と課題」でございますが、東四つ木地域には木根川小学校、中川中学校及び渋江小学校の小学校2校、中学校1校が設置されております。同地域の小・中学校はいずれも児童・生徒数が減少傾向にあり、令和4年度現在、木根川小学校は全学年単学級、渋江小学校は一部の学年で単学級が生じております。また、中川中学校は将来的に単学級が生じる可能性があります。

こうした状況を踏まえ、木根川小学校、中川中学校に渋江小学校を加えた東四つ木地域における学校の適正規模の確保、学校教育環境の充実に向けた検討を開始するものでございます。

児童・生徒数の推移を記載してございますが、木根川小学校につきましては平成29年度と比較して約40%、渋江小学校は約30%、それぞれ児童数が減少してございます。こうした児童数の減少は、今後中川中学校の生徒数に影響を及ぼすものと考えているところでございます。

次ページをご覧ください。3の「東四つ木地域説明会について」でございます。まずは、葛飾区学校適正規模等に関する方針について、東四つ木地域の皆様に説明会を開催し、区の方針について説明をさせていただきます。開催日は令和5年2月18日、場所は木根川小学校、渋江小学校で開催いたします。対象者は東四つ木地域の園児・児童・生徒の保護者、学校関係者をはじめとする住民の方でございます。

周知方法につきましては、木根川小学校、渋江小学校、中川中学校及び東四つ木地域の幼稚園・保育園の保護者に各施設を通じて周知を行います。また、東四つ木地域の町会を通じて住民の方にも周知を行います。

当日は、ご自宅でも視聴していただけるようオンラインによる配信を行うとともに、説明動画を後日配信する予定でございます。

4「今後のスケジュール」でございますが、本件について1月の文教委員会に庶務報告をさせていただきます。また3月の教育委員会、文教委員会に教育環境向上に向けた方策の案について庶務報告を行った上で、4月には改めて各学校で東四つ木地域の学校適正規模についての保護者説明会を開催いたします。その後、木根川小学校、渋江小学校、中川中学校の学校評議員など地域代表者から組織する、仮称でございますが東四つ木地域学校適正規模検討懇談会を設置し、ご意見を伺いながら東四つ木地域における学校適正規模に向けた取組の検討を進めていきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問・ご意見などございましたらお願いしたいと思っております。

谷部委員、お願いします。

○**谷部委員** 随分前のことになるのですが、私がおります地域の周りで、全部で6校が対象になって、三つの学校がなくなるということがあったのですが、やはりそのときも保護者の方々はおおむね賛成していただいていたとしても、地域の方からなかなか賛同が得られないということがありましたので、丁寧な説明をお願いしたいなと思っております。

そのときに、やはり学校は生徒たちだけのものではないのだなということに気付かされたので、重ねて申し上げますけれども、丁寧な説明をお願いしたいと思っております。

○**教育長** 学校環境整備担当課長。

○**学校環境整備担当課長** そうした視点も含めまして、今回、まずは葛飾区における適正規模の考え方を地域に説明をしてまいりたいと考えています。お話もあったとおり、保護者のみならず地域の方々にもぜひご参加いただいて、区として学校の適正規模という考え方を、まずは根底を理解していただき、その上で、4月以降に改めて、この地域の学校の在り方をどういうふうにしていくのかということをご提案しながら、地域の方々、保護者の方々と議論していければと考えているところでございます。

保護者のみならず地域代表者の方々にも丁寧に説明をしながら、この案件については進めていきたいと考えているところでございます。

○**教育長** よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** さっきと重なりますけれども、これは本当に早いときに手を打っていただくことに大変賛成です。同時に、適正規模のありようについて、きちんとどういう意味でこれを行っていくのだということを根拠に、最初に説明を行うことがとても大事だと思いますので、ぜひそのように進めていただければありがたいなと思っております。

中央区のように、どんなに子どもが少なくなっても絶対統合しないと、そう言い切っている区

もあるようです。こういうのは、どういう理由か聞いてみるといいのかも知れません。本当に単学級なのです。単学級で、しかも10人以下の子どもたちです。6人とか8人とか、そういう入学者でいながら絶対やらないらしいのです。何かそういう考えあるのかなと、私も、一時大変興味を持ったことがありましたので、何か参考にそういうのを聞かれるのもいいのかなと、こんなふうにも思います。

いずれにしても大事なことは、やはり単学級であったり、それから少人数であることによって学校機能が失われることが問題なのです。だから、適正規模というのが必要なので、それを最初からきちんと説明していこうと。これは大事なことですから、ぜひそのようにお進めいただきたいなど、こんなふうに希望したいと思います。よろしくお願いします。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** ここにも書いてありますけれども、町会とか地元の方には本当に味方になってもらうように進めていただきたいなどと思います。この地域は、葛飾区全体がそうなのですけれども、すごく地元愛が強いのですよね。昔からの話をすると木根川地域と渋江地域は違うというのです。私からすると同じところに見えるのだけれども、東四つ木は同じなのだけれど、渋江と木根川は違うと必ず言われる。そのぐらい地元愛が強いので、まずはできたら町会とかあいう方たちを味方にしていけないと。

多分、保護者の方たちは、一緒になることはそんなに嫌ではないと思うのです。やはり単学級では、余りよくないことを知っていらっしゃる人が多いから、それは割と納得するのです。

ところが、周りに今までいた人たち、卒業生と言われる人。そういう方たち、まずは地域を味方にするほうがきっとやりやすいのではないかなと思います。

先ほども話しましたが、適正規模はすごく必要なのだということをしっかり言って、まずはそこから始めないと厳しいと思います。でも、こういうことを始めるということは、よかつたなと思います。前から私も木根川地域は「木根川小、どうなのだろう」と思っていたから、そういう意味では、こうやって始めますよというのは、それなりにみんな覚悟が出てくるから、その辺のことをきめ細やかにやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○**教育長** 学校環境整備担当課長。

○**学校環境整備担当課長** 今、委員からお話のあったとおり、学校というのは地域のシンボリックな施設になってございます。地域活動等々でも様々な使われ方をしたり、地域の子どもたちも一緒になって、様々なイベントをやっている状況でございます。先ほど渋江地域、木根川地域という話もありましたが、我々としては地域全体、東四つ木全体としてよりよい教育環境をつくるためにご理解いただきたいというところを主軸に置きながら、町会長、青少年委員、青少年育成地区委員会の会長を含めて地域の方々にも説明をしてまいりたいと考えているところでございます。

○**教育長** よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

壺内委員、お願いします。

○**壺内委員** 本当にまさしくそうなのです。それから、今、よりよい教育環境とありましたが、では、よりよい教育環境とは何か。バックにはマンモス校とか小規模校とか、それから適正規模校、この辺をきちんと把握しながら、子どもたち一人一人に教育環境といいますか、集団活動を円滑に進めたり、学校行事その他、本当に小さい1学級、まして10人以下となると、ほとんど固定化してしまって、将来の芽、社会性ですとか、だんだん視野を広げていかなければいけないのに、そのまま中学校に行ってしまう。6年間の成長というのは非常に大きいということで、教育的な観点からも少し勉強しながら臨んでほしいなと思います。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。学校につきましては様々な観点あると思いますが、何より子どもたちにどうあるのが望ましいのかということをご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの案件につきましては、よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりいたします。

続きまして報告事項等の3「令和4年度学校外の屋内温水プールでの水泳指導実施に関する検証について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** それでは、「令和4年度学校外の屋内温水プールでの水泳指導実施に関する検証について」をご説明いたします。

初めに1の「概要」でございます。教育委員会では令和2年12月に今後の水泳指導の実施方法に関する方針を策定し、区立小学校の学校外の屋内温水プールでの水泳指導の実施へと移行を推進し、できる限り早く全ての区立小学校で屋内温水プールでの水泳指導を実施できるようにすることとしております。

このことにつきまして、令和4年度に1年を通じて屋内温水プールでの水泳指導を実施した区立小学校9校につきまして、校長、副校長及び教員を対象に屋内プールでの水泳指導に関するアンケートを行い、このアンケート結果を検証資料として、屋内プールでの水泳指導の検証を行ったものでございます。

次に、2には令和4年度学校外の屋内温水プールでの水泳指導実施校及び屋内温水プール利用施設を一覧として示しております。

2ページをご覧ください。3の「教員向けのアンケート結果」につきまして、アンケートを実施しました9校の回答状況につきましては、資料の表のとおりでございます。

次にアンケートの各質問への回答でございます。初めに(1)の「教育面に関するアンケート

結果」でございます。アの「複数のインストラクターが指導補助に加わることでの子童の泳力向上の効果について」の質問では、全ての校長、副校長及び教員が「効果が大きい」または「ある程度効果がある」の回答でありました。

3ページをご覧ください。次にイの「天候の影響を受けずに計画的な水泳指導ができることについて」の質問では、こちらも全ての校長、副校長及び教員が「効果が大きい」または「ある程度効果がある」との回答でございました。

次にウの「移動が必要となることでの授業計画への影響について」の質問では、10人が「影響が大きく許容範囲を超えている」との回答でございました。この10人につきましては、こちら後ほどご説明しますが、今後の水泳指導の実施に関する質問につきまして、1人が「効果が高いため、今後も学校外の屋内温水プールで実施するほうがよい」と回答し、9人が「デメリットもあるが、効果があるため今後も学校外の屋内温水プールで実施するほうがよい」との回答でありました。

4ページをご覧ください。次にエの「水泳指導の授業に意欲的に取り組む児童の変化について」の質問では、3人が「変化は見られない」との回答でございました。この3人につきましては、今後の水泳指導の実施に関する質問につきまして、2人が「デメリットもあるが、効果があるため、今後も学校外の屋内温水プールで実施するほうがよい」と回答し、1人が「デメリットを考えると、今後は学校の屋外プールで実施したほうがよい」との回答でありました。

なお、「意欲的に取り組む児童が減った」との回答はありませんでした。

続きまして、(2)の運用面に関するアンケートでございます。アの「学校プールの維持管理が不要となること」の質問では、全ての校長、副校長及び教員が「とても有効である」または「ある程度有効である」と回答しました。

5ページをご覧ください。次にイの「複数のインストラクターが指導補助に加わることで全体の安全管理の効果について」の質問では、1人が「あまり効果がない」との回答でした。この1人につきましては、今後の水泳指導の実施方法に関する質問に「効果が高いため、今後も学校外の屋内温水プールで実施するほうがよい」との回答でありました。なお「必要でない」との回答はありませんでした。

次にウの「移動のための引率の教員の負担について」の質問では、11人が「負担が大きく、許容の範囲を超えている」との回答でございました。この11人につきましては、今後の水泳指導の実施方法に関する質問に、1人が「効果が高いため、今後も学校外の屋内温水プールで全て実施するほうがよい」と回答し、9人が「デメリットもあるが、効果があるため今後も学校外の屋内温水プールで実施するほうがよい」との回答であり、1人が「デメリットを考えると、今後は学校の屋外プールで実施したほうがよい」との回答でございました。

改めまして、6ページをご覧ください。次にエの「移動や授業の変更等にかかる児童の負担に

ついて」の質問では、3人が「負担が大きく許容の範囲を超えている」と回答でございました。この3人につきましては、今後の水泳指導の実施に関する質問につきまして、3人全員が「デメリットもあるが効果があるため、今後も学校外の屋内温水プールで実施するほうがよい」との回答でございました。

次に（3）の「今後の水泳指導の実施に関するアンケート」でございます。こちらが、先ほどからご説明させていただいております、最後の今後どうするかというものでございます。

アの「今後の水泳指導の実施について」の質問につきまして、1人が「デメリットを考えると、今後は学校の屋外プールで実施したほうがよい」と回答し、1人が「どちらでも良い」との回答でありました。そのほかの115人につきましては、「効果が高いため」または「デメリットもあるが、効果があるため、今後も学校外の屋内温水プールで実施するほうがよい」との回答をしております。

7ページをご覧ください。次に4の「児童向けアンケートの結果」でございます。アンケート実施の回答状況につきましては、資料の表のとおりでございます。

次に、各質問への回答でございます。初めに（1）のプールの授業に関する質問については、「とても楽しかった」また「楽しかった」との回答が93.1%でございました。次に（2）のインストラクターの教え方に関する質問については、「とてもよかった」または「よかった」との回答が96.3%でありました。

8ページをご覧ください。次に（3）のプールの施設に関する質問については、「とてもよかった」または「よかった」との回答が94.8%でありました。

次に（4）の「これからも、今回のようなプールの授業をやりたいか」との質問については、「とてもやりたい」または「やりたい」との回答が89.4%でありました。

次に5の「費用面からの検証」でございます。（1）の「方針で示した想定費用」では、方針で示しました各想定費用を、アの学校外の屋内温水プールを利用した場合、イの学校の屋外プールで水泳指導を行う場合、9ページをご覧いただきまして、ウの学校に屋内温水プールを設置して水泳指導を行う場合として、改めて示しております。

次に、（2）の「令和4年度の実施の費用について」でございますが、こちらでは令和4年度の屋内プールでの水泳指導の実績と方針での想定費用の比較を示しております。アの令和4年度の屋内温水プールでの水泳指導に係る児童1人1回当たりの指導料、プール使用料及びバス借上料合計の平均費用は2,615円でありました。これによりまして、（ア）の7回実施の場合には、1人当たり1万8,305円となり、方針の1校当たりの421人では770万6,405円となります。また、（イ）の5回実施の場合は、1人当たり1万3,075円となり、同じく方針での1校当たりでは、550万4,575円となります。

一方で、イの「学校の屋外プールで水泳指導を行う場合の想定費用」では、資料にありますと

おり、令和4年度の児童数で算出すると、1人当たり1万8,456円と想定されます。

次に6の「課題への対応」でございます。初めに(1)の「着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方」につきましては、ほとんどの屋内プールでは実施が可能な状況でありまして、屋内プールで実践できる環境がありますため、学校と教育委員会で屋内温水プールでの効果的な方法等を引き続き検討し、実施してまいります。

次に(2)の「屋内プールの民間事業者が事業撤退などをした場合の対応」につきましては、民間事業者の事業撤退などがあつた場合には、他の民間事業者と受入れの協議を行ってまいります。他の民間事業者で受入れができない場合には、区立プールで対応をいたしますので、民間事業者の事業撤退等があつた場合の受入れも、一定の想定をした上で新たな屋内プール施設の整備を行ってまいります。

改めまして10ページでございます。次に(3)の「夏季休業中の水泳教室」についてでございます。夏季休業中の水泳指導につきましては、その実施は各学校の判断によるものでありますため、屋内プールでの水泳指導への移行の際に、各学校と協議をいたします。令和4年度に屋内温水プールで水泳指導を実施した区立小学校9校につきましては、夏季休業中の水泳指導を実施するのではなく、通常の授業を増やし水泳指導の充実を図っております。

次に、(4)の消防・水利及び災害時の対応につきましては、これまでも行っているところではございますが、区内の消防署及び地域防災課と協議し、対応を確認した上で、学校プールを撤去していくこととしております。

次に、(5)の「移動に必要なバスの確保」についてでございます。アの「令和4年度のバス利用状況」としましては、試行実施等を含む実施12校のうち、路線バス利用が8校、マイクロバス利用が3校、徒歩利用1校の状況でございました。イの「令和5年度の実施想定バス利用」につきましては、令和4年度の実施校に加えて、10校程度、全体で20校程度の学校外の水泳指導の実施を想定しておりますが、バス事業者からは令和5年度の全ての実施想定校分の見積を徴取済みでございます。

次のウの「新たな屋内温水プール2施設整備後のバス利用」でございますが、新たに整備を計画しております屋内温水プール2施設では、整備後に各10校程度の水泳指導の実施を想定しておりまして、平日に毎日各施設で路線バス3台程度利用するものと想定しております。このことにつきましては、区内バス事業者からは実施体制の確保に前向きな回答を得ているという状況でございます。

最後に7の「結論」でございます。学校外の水泳指導につきましては、天候の影響等を受けずに計画的に水泳指導が実施できること、複数のインストラクターが指導に加わることで、指導面と安全面の両面で有用性があること、学校プールの維持管理が不要となることなどのメリットがございます。児童向けのアンケートでも、「これからも今回のようなプール

の授業をやりたいですか」との質問に対し、89.4%の児童が「とてもやりたい」または「やりたい」と回答しております。

一方で、学校外の屋内温水プールを利用するためには移動が伴うことから、授業計画の変更が必要となること、児童の引率が必要になること、児童の移動に対する負担があるといったデメリットがございます。

このような状況の中、教員や児童のアンケートからは学校外の屋内温水プールでの水泳指導の有用性が評価され、移動による授業計画の影響や教員・児童の負担が許容の範囲を超えていると回答した教員も含めまして、98%以上の教員が今後も屋内プールでの水泳指導の実施がよいとしております。

また、費用面でも令和4年度の実績から児童1人当たりの今後の水泳指導に係る経費は、想定範囲でございます。

これらのことを総合的に判断し、水泳指導の充実を図るために、屋内プールでの水泳指導を推進していくことは妥当と判断できると捉えており、今後も移動に係る負担軽減に配慮し、他の校外学習と同様に安全確保の徹底を図りながら、屋内プールでの水泳指導を推進してまいります。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 屋内温水プールでの水泳指導の実施のアンケート報告、どうもありがとうございました。一応、全体的に見まして温水プールで実施することに、本当にメリットしかないような結果が出たのだなと、当初、想定していたとおりであったなという感想が一つあるのですけれども、その中で1点だけ。引率教員の負担について、最終のまとめでも負担軽減に配慮し、と書いてあるとおり、1割近くの先生が、コロナ禍だったというのもあるのかも分からないのですけれども、引率が結構大変だったのだなというのは見受けられますので、改善できるのであれば、ぜひ改善していただけたらなと感じました。

それから、着衣泳ですね。なかなか温水プールでの着衣泳はどうかかなと思っていたのですが、やはり葛飾区は0メートル地帯もあって、何かあったときの場合の一つの体験としてやっていただけるのはすごくありがたいと思うので、ぜひ温水プールでも着衣泳はできるようにやってほしいなと感じておりますので、要望ということでよろしく願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

谷部委員。

○**谷部委員** 私も着衣泳についてはぜひ推進していただきたいなと思っています。水が汚れたりという問題があるのかもしれないのですが、やはり水泳の技術の進歩、向上させるというのもありますけれども、島国ですので、着衣泳はやはり経験として必要かなと思うので、ぜひそちらを

ご検討いただきたいと思います。

それから、地域のことをやっておりますと、やはり学校プールの防火用水としての意義というのかなりございますので、ちょっとこちらが町会等にまだ浸透していないかなということもありますので、将来的になくなることを見込みますと、例えばポンプなども使えなくなったりということもありますので、なるべく早めにその辺のところも知らしめていただいて、話し合いを持っていただきたいなと思いました。

先生方のご負担を減らすという意味でも有効かなと思っておりますし、先生方のご負担が減れば、子どもたちにもいいことが絶対にあると思っておりますので、とても有効な案だと思っております。よろしく願いいたします。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 2点ご意見頂きまして、まず着衣泳の件に関しましては、この間、そういったご意見も頂いておりまして、施設としましては、ほとんどの施設でやれますよというお話を頂いているところでございますので、実際に6年間の間で1回経験するとか、そういったことも含めて話し合いしながら、極力実施できるような形で学校と協議していきたいと、相談しながら対応を決めていきたいと考えているところでございます。

また、消防水利に関しましては、消防署と移行する学校について話をし、メッシュとって一定の広さの中に、ほかの建物等の貯水槽はどこにあるか全部確認していただいております。代替設備がないところは、令和2年度で確認したときには、区立小学校で2校だけだったのですけれども、そのほかにもう少しあったほうが良いというようなところに関しましては、地上型の貯水槽を消防署が設置・検討するなど、協議をしながら進めてやっております。その辺りも地域の方々に安心していただけるように、しっかりと今後もアナウンスしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。

○谷部委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 この実施の費用の観点から、5回と7回と出ているのですけれども、大体どちらを、7回にするのか5回にするのか、考えているのでしょうか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 学校とご相談しますと、夏休みの水泳指導というのは、昔と比べて、夏こそ熱中症警戒アラートが出たりですとか、また全員が参加できるわけでないで、全員が参加できる授業のほうを回数増やしたほうが良いというような話で、令和4年度に関しては、全部の学校が6回、7回とあったのですけれども、夏休みの授業というのが学習指導要領に基づくも

のではないので、その辺も踏まえて学校とはお話ししているのですが、現状としましては授業を増やすと決まっていくことが多い状況でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 そうすると大体7回という考え方なのでしょうか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 7回が多く、学校によっては6回というところもございます。7回ないし6回という状況でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 7回にしたとしても、1人当たりというのが1万8,305円で、学校の屋外プールの水泳をずっとやっていった場合だと1万8,456円とほぼ変わらないという感じなので、こういったこともいろいろ含めてお話をして行って、基本的にはそんなに変わらないのだよと。

学校外の屋内プールを使ったほうが、物すごく税金を使っているのではないかと思っていられる方もいるので。こういったこともきちんと出して、説明をしていったほうがいいのかと思います。逆に言うと、校長先生たちにこの辺のことをすごく理解していただいたほうがいいのかと思います。

私たちもこの前見学させていただいて、インストラクターがいるのは本当にいいなと思ったのです。きめ細やかにいろいろな子どもたちを全部見ている。どうしても普通の学校のプールだと、泳げる子はどちらかというと自由に泳がせているというか、泳げない子を中心にやっていくところがありますが、インストラクターの人は泳げる子でも「ここがよくないよ」と教えているではないですか。ああいうのだと本当に楽しいのではないかなと思えました。今の子どもたちは、小さいときから習っている子とそうでない子と、一人一人すごく格差があるみたいですから。そういったこともあるので、この辺の金額の違いというのがほぼ変わらないということもちゃんと全面で打ち出して行って。これは、今の子ども数で割っているのだけれども、もしかしたら少なくなるかもしれないとなると、単価はもっと高くなるということでしょう。ですから、その辺のところも行ってお話ししていただくといいのかなと思います。

これは要望です。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

壺内委員、お願いします。

○壺内委員 ほかの区の実施状況は分からないのですが、恐らく他区の先駆けとなっているのかなと思います。教職員に移動の負担はあるものの非常に成果があると。特に子どもたちのアンケートの結果は、決して水泳が得意な子が多いというわけではないのですが、7ページ以降を見ると、児童向けのアンケートの結果で、(1)プールの授業について、(2)インストラクターの教え方について、それから(3)プールの施設についてということで、93%以上の子どもたち

が、「とても楽しかった」あるいは「楽しかった」というのが多いのです。(4) これからも今回のようなプールの授業をやりたいかについても 89.4%です。成果は子どもたちの考え方なのです。非常にこれは他区に事例がないような、素晴らしいアイデアで進んでいるなということで、ぜひPR活動も進めてみてください。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

日高委員、お願いします。

○**日高委員** すばらしい成果が出ているなと思います。こういうのを、はっきりと声を大にして言っていただきたいと思います。管理職も先生方も子どもたちも「いいよ」と言っている。この成果を評価する必要があると思うのです。

何でも反対というのがありますけれども、物事にはこうやって手立てを尽くして、そして今現状でこれだけの学校が、今後はもっと増えていきますよ。そして、そのやり方は変わりませんよ。そして、さらに工夫してまいりますよと、それがよく見える。

ただ、谷部委員がおっしゃったように、学校のプールは、防火用水というのはありましたから、そういう説明をしっかりとさせていただいて、齟齬のないようにやっていただければありがたいなと思います。ぜひ大きい声で言ってください。

そして、文教委員会でもきちっと、この成果について声を大にして言っていただいたほうがいいと思います。ぜひお願いしたいと思います。

○**教育長** ありがとうございます。ただいま頂きましたお話も踏まえて、教育委員会としても、事務局としても幅広くしっかり正しくご理解いただけるように取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、以上で報告事項等の3を終わりといたします。

次に報告事項等の4「令和5年はたちのつどいの実施結果について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは「令和5年はたちのつどいの実施結果について」ご報告いたします。

まず1の「日時」でございますが、令和5年1月9日月曜日、成人の日に行いました。(1)の式典と記念コンサートでございますが、前回の三部制から二部制に戻し、第一部が午前10時半から午前11時30分。第二部が午後1時から午後2時まで行いました。そのほか、(2)各コーナーといたしまして、着付け直し処やフォトスポットを午前9時半から午後3時まで開所したところでございます。

続きまして2の「会場」でございますが、かつしかシンフォニーヒルズのモーツァルトホール、それからアイリスホール。各コーナーの会場として別館の1階を使用してございます。

3の「対象者」でございます。平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの20歳及び

20歳になる方のうち、葛飾区に住民登録のある方、4,177人を対象としてございます。

4の「内容」でございます。まず(1)の式典でございますが、「励ましの言葉」と「お祝いの言葉」、それぞれ励ましの言葉は区長と議長から、お祝いの言葉は国会議員の3名の方から頂戴したところでございます。

続きまして(2)の「記念コンサート」は、こちらは東京都立葛飾高等学校吹奏楽部による記念コンサートを行いました。そのほか、二十歳の代表司会者からのメッセージもこの場で行ってございます。

そのほか「映像配信」といたしまして、区公式YouTubeチャンネルに中学校恩師からのメッセージを1月9日、配信してございます。こちら1時間ほど前に確認いたしましたところ、2,399回の視聴回数がございました。そのほかイといたしまして「式典映像」、こちらは今日の午後から配信を予定しております。

裏面をご覧ください。「来場者」でございます。式典・記念コンサートの参加者数の合計は2,020人です。昨年が2,023人でこと変わりはありませんでした。

(2)の「各コーナー利用者数合計」でございますが、こちらは着付け直し処、フォトスポット、合わせて191の方が利用いたしました。

続きまして6の「運営体制」でございます。従事者数の合計は171人。警備協力といたしまして、葛飾警察署員が60人、協力を頂きました。

7の「事件及び事故」でございますが、シンフォニーヒルズを管理している指定管理者、また葛飾警察署にも確認いたしましたが、会場内外において事件及び事故はございませんでした。

以上でございます。

○**教育長** ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** はたちのつどいの件で、中学校の恩師からのメッセージのYouTube配信は本当にすごく心温まる試みだと思っていますので、コロナ禍でスタートした経緯があると聞いていますけれども、続けていってほしいなというのと、拡大していただけたらありがたいなと感じております。二十歳になられる方もすごく喜んでいると思いますので、どうぞよろしく願います。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

谷部委員。

○**谷部委員** 運営を皆さんやっていただいて、事故もなかったということで、本当によかったと思っています。若い人たちが感動するというよりは、嫌な思いをしなければいいなと思っていたのですが、青少年委員の皆様、本当に細やかに、着物の裾とか袖とかを直していただいたりするのをバルコニー席から眺めていたのですが、本当にそういった見守られているというところ

ろが微笑ましくて、心温まる会だったなと思っております。

一つ気になりましたのが、皆さん、女の子はほとんど振り袖、晴れ着でスーツ姿の方が2、3名いたかなという感じだったのですけれども、先ほど少し教育長とも話をしていたのですが、経済的なことなどで晴れ着を用意できない。そうするとはたちのつどいに出席するのも「ううん」となってしまう人がいないとも限らないので、何か希望がある人に無料のレンタルとか、美容師さんとかお願いできたりするところが、検討できたらなと思いました。

それと、代表司会を務めた方とお話をさせていただいたのですけれども、保護者の方、親御さんが当日見たかったなというお話がありました。バルコニー席の向かい側が空いていたなとか、モニター会場はどうだったのだろうなと思いましたので、代表司会の方のご家族だけでも観覧ができればなと思いますので、次年度、検討していただけたらなと思いました。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。地域教育課長。

○地域教育課長 今、2点ほどご要望いただきまして、まず晴れ着の無料のレンタルでございますが、そういった事業者さんがいらっしゃるかどうかとか、何かご協力いただけるような美容師さんがいらっしゃいましたらぜひ協力いただけるようなものをお願いしていきたいと考えてございます。

また代表司会のご家族の方につきましても今、Y o u T u b e でご覧いただいている形をとっているところがございますが、直接来ていただく方向などにつきましても検討させていただきたいと思います。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。

上原委員、お願いします。

○上原委員 ちょっと気になったのですけれども、アイリスホールは使ったのですか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 アイリスホールも使わせていただきました。

○上原委員 そうなのですか。人数的に行くと全部入れてしまうのではないかなと思ったので、アイリスホールまで使わなくても大丈夫だったのかなと思ったのですが。アイリスホールは何人ぐらい入っていたのですか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 第一部につきましては、大体10人から20人程度、参加者が入りまして、第二部は、第一部で2階席、3階席に式典が始まってから後に入ってきたところが、少しざわついてしまったところがございますので、入場時間と同時にアイリスホールに案内するようにいたしました。ですので、アイリスホールは大体、最初は200人近く入っていたのですけれども、退場される方もいらっしゃって、半分から150人程度でした。

○上原委員 分かりました。結構です。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上で本日の議事は全て終了となりますけれども、そのほか何かご意見、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして令和5年教育委員会第1回の定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会時刻 11時04分